



くりはら

市議会だより

第48号

平成28年8月16日



国保税を引き下げ 2

スポーツ 特別委の調査終了 7

一般質問 まちづくりに18人登壇 8

「私もひとつ」

三浦みえ子さん(志波姫)・阿部 幹司さん(花山)

18

白鷺太鼓が細倉マイパークの
リニューアルを祝う

国保税 1人当たり 引き下げ 11,119円



健康は食べものから

6月定例議会の主な内容は、予算の補正、専決処分の承認、繰越明許のほか、国民健康保険税の引き下げ、職員の不祥事による市長・副市長の給与の減額および財産の取得、工事の請負契約などが提案されました。また、固定資産評価員の選任や人権擁護委員の推薦について意見を求められました。提案された議案や人事案件はすべて原案のとおり可決しました。

5億円の新たな財源 国保の安定的な運営

これまで医療費が毎年増加の傾向にあり、国民健康保険税（国保税）の税率を引き上げざるを得ない状況でした。しかし、①東日本大震災で被災した本市の国民健康保険（以下、国保）に対する3億円の財政支援 ②保険者支援制度の強化に1億円 ③保険財政共同安定化事業の拡大に1億円などの制度改正が行われ、5億円の新たな財源が生まれ、安定的な国保の財政運営が見込めることになりました。また、平成28年度、平成29年度の財政見通し、さらには、平成30年度に予想される国保の広域化なども踏まえ、税率を下げる改正を行い、納税者の負担を軽くします。

税率改正 主な考え

- 今回の税率改正の主な考え方は、次のとおりです。
- ①医療給付費分（医療費）の税率を引き下げることにより、国保加入者の全員に効果が及ぶように調整。
- ②応能割合（所得割・資産割）と応益割合（均等割・平等割）の割合を50対50に近づくように調整。
- ③平成30年度からの国保運営の広域化に伴い、資産割の税率を重点的に下げる方向で調整。
- ④今後数年間は、改正後の税率を維持できるように安定的な税率を設定。
- ⑤低所得者層に配慮した形で引き下げ。

税率改正による比較表

		現行の医療給付費	改正後の医療給付費	増減額
課税見込額	1人当たり	78,290円	67,171円	減11,119円
	1世帯当たり	138,108円	118,493円	減19,615円

職員の不祥事 市長など減給

市長および副市長の給料を1カ月に限り10%減額し支給することにしました。

主な理由は、職員が飲酒運転により、停車中の自動車に追突し相手方を負傷させました。

交通事故を起こした職員は、現行犯で逮捕され、市長および副市長は、職員の不祥事に対する監督責任があるとして、給料の減額措置を行いました。

市長・市議選 限度額が決定

「公職選挙法施行令」の改正により、市長選挙のビラ1枚あたりの公費負担額および限度額は次のように決まりました。

現行 7円30銭
改正後 7円51銭

市議会議員や市長選挙の選挙運動の公費負担額および限度額も次のように決まりました。

選挙運動用自動車の借入契約の費用（1日あたり）
現行 1万5300円
改正後 1万5800円

選挙運動用自動車に供給した燃料の費用（1日あたり）
現行 7350円
改正後 7560円

選挙運動用ポスター1枚あたりの作成単価
現行 510円48銭
改正後 525円6銭

選挙運動用ポスターの企画費
現行 30万1875円
改正後 31万500円

主な事業

自主防災組織へ資機材購入費756万円

自主防災組織へのカラーコーンなどの活動用資機材を購入します。



カドミ分析器の購入補助金692万円

カドミウムを分析する機器の購入に対してJA栗っこへの補助金です。



稲わらの放射能測定のための委託料166万円

環境省が行う稲わらの放射能測定と同じ稲わらの測定をするための委託料です。



補正予算

自主防のカラーコーン購入

6月定例会議において、平成28年度一般会計の予算に1億904万円を追加し総額464億4904万円にすることを可決しました。

また、介護保険特別会計では、2億1864万円の追加予算を可決しました。

歳入の主な内容は、再生可能エネルギーなどの導入補助金5400万円やスポーツ振興くじ助成金1920万円などです。

28年4月に発生した「熊本地震」に伴う支援経費1083万円や平成27年9月の「関東・東北豪雨災害」を教訓に、災害の場合、自主防災組織が立ち入りや通行

を制限できるカラーコーンの購入経費などとなっております。

介護保険特別会計では、介護従事者の負担を軽くする目的で介護ロボットを導入する事業所に対して1機器あたり20万円以上で、1事業所300万円を上限に交付する予算額3363万円などです。（関連記事4ページ）

決分 専処

一般会計予算 12億円を減額

6月議会では市長は、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったとして、一般会計の予算12億897万円を減額する「専決処分」の承認を求めました。審査の結果、議会は全会一致で承認しました。

歳入の主な増額

市税（法人分）4400万円。地方消費税交付金3億2418万円。地方交付税7億2193万円。諸収入1億4753万円。

歳入の主な減額

国庫支出金1億7356万円。県支出金8743万円。繰入金21億986万円。ゴルフ場利用税交付金130万円。市債1億8960万円。などです。

歳出の主な減額

議会費477万円。総務費3777万円。民生費4億8188万円。衛生費1億5044万円。労働費3236万円。農林水産業費6527万円。商工費1億2083万円。土木費4524万円。消防費6052万円。教育費1億1177万円。災害復旧費8380万円。

ひとくちメモ

専決処分とは

議会が「議決」すべき事項は、地方自治法で定められています。しかし、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない場合や議会が成立しない場合（①定足数に満たない場合②議員が招集に応じない場合）などは、市長に決定の権限を認めています。この権限を専決処分と言います。

なお、この権限に基づき市長が決定した場合、次に開かれる議会において議会の承認を求めるとになります。